

令和 6 年11月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和 6 年11月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第67号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第68号	令和 5 年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港海岸堤防改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	6
議第69号	財産の無償譲渡について	10
議第70号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	12
議第71号	焼津市道路線の認定について	13

議第67号 焼津市税条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市税条例 昭和29年6月1日条例第14号 第1条 略 第50条 (市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要がある と認めるものに対し、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 学生及び生徒 (3) 公益社団法人及び公益財団法人 (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 (5) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等 (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (7) 納税義務者が死亡したため、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した相続人（包括受遺者を含む。）で、当該承継した市民税の納付が困難と認められる者 (8) 失業又は廃業等により前年に比し所得が著しく減少し納付が困難と認められる者 (9) 災害、傷病等により所得が著しく減少し、又は異常の出費を要し、納付が困難と認められる者 (10) 災害により、生活に通常必要な資産又は不動産所得若しくは事業所得を生ずべき事業の用に供する資産の被害による損失が著しかった者 (11) 前各号に掲げる者のほか、特別の理由があるもの 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請書の提出期限についてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限り	焼津市税条例 昭和29年6月1日条例第14号 第1条 略 第50条 (市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要がある と認めるものに対し、市民税を減免する。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 学生及び生徒 (3) 公益社団法人及び公益財団法人 (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 (5) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等 (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (7) 納税義務者が死亡したため、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した相続人（包括受遺者を含む。）で、当該承継した市民税の納付が困難と認められる者 (8) 失業又は廃業等により前年に比し所得が著しく減少し納付が困難と認められる者 (9) 災害、傷病等により所得が著しく減少し、又は異常の出費を要し、納付が困難と認められる者 (10) 災害により、生活に通常必要な資産又は不動産所得若しくは事業所得を生ずべき事業の用に供する資産の被害による損失が著しかった者 (11) 前各号に掲げる者のほか、特別の理由があるもの 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

でない。

3 略
第52条

～ 略

第55条

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、歯科技工士、助産師、臨床検査合連会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で學術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合には当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。

(2) 当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認めるとき。

3 略
第52条

～ 略

第55条

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、歯科技工士、助産師、臨床検査合連会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で學術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合には当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)

～ 略

(6)

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 傷病により、所得が著しく減少し、または異常の出費を要し納付が困難となつた者の所有する固定資産

- (4) 災害により、被害を受け、その損失が著しかつた固定資産
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由のある固定資産

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請書の提出期限について止むを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

3 略

第72条

～ 略

第139条の2

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(6)

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 傷病により、所得が著しく減少し、または異常の出費を要し納付が困難となつた者の所有する固定資産

- (4) 災害により、被害を受け、その損失が著しかつた固定資産
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由のある固定資産

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。

(2) 当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認めるとき。

3 略

第72条

～ 略

第139条の2

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。	
(2) 当該者が所有し、又は取得した土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認めるとき。	
(1) ～ 略	
(3) 3 略	
以下本則略	
附 則	
第 1 条 ～ 略	
第10条 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第10条の2 略	
2～12 略	
13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。	13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	

22	法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	23	法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
23	法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	24	法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
24	法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	25	法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
25	法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。	26	法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
以下 略		27	法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
		以下 略	

議第68号 令和5年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）
大井川港海岸堤防改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

1 令和5年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港海岸堤防改良工事請負契約（変更前）

- (1) 施設名称 海岸堤防
- (2) 工事概要
 - ア 構造 海岸堤防の改良工（嵩上げ及び堤防補強）
 - イ 施工延長 L=285.96m

(3) 工事内容

海岸堤防改良工 L=285.96m
 地盤改良工 1式
 裏法被覆工 L=263.43m
 裏法尻基礎工 L=261.22m
 天端被覆工 L=285.96m
 坂路工 1式
 附帯工 1式

(4) 工期 令和6年3月19日から令和7年2月28日まで

2 令和5年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港海岸堤防改良工事請負契約の一部を変更する契約

- (1) 変更理由
特例措置に伴う労務単価の変更に伴う増額

(2) 変更内容

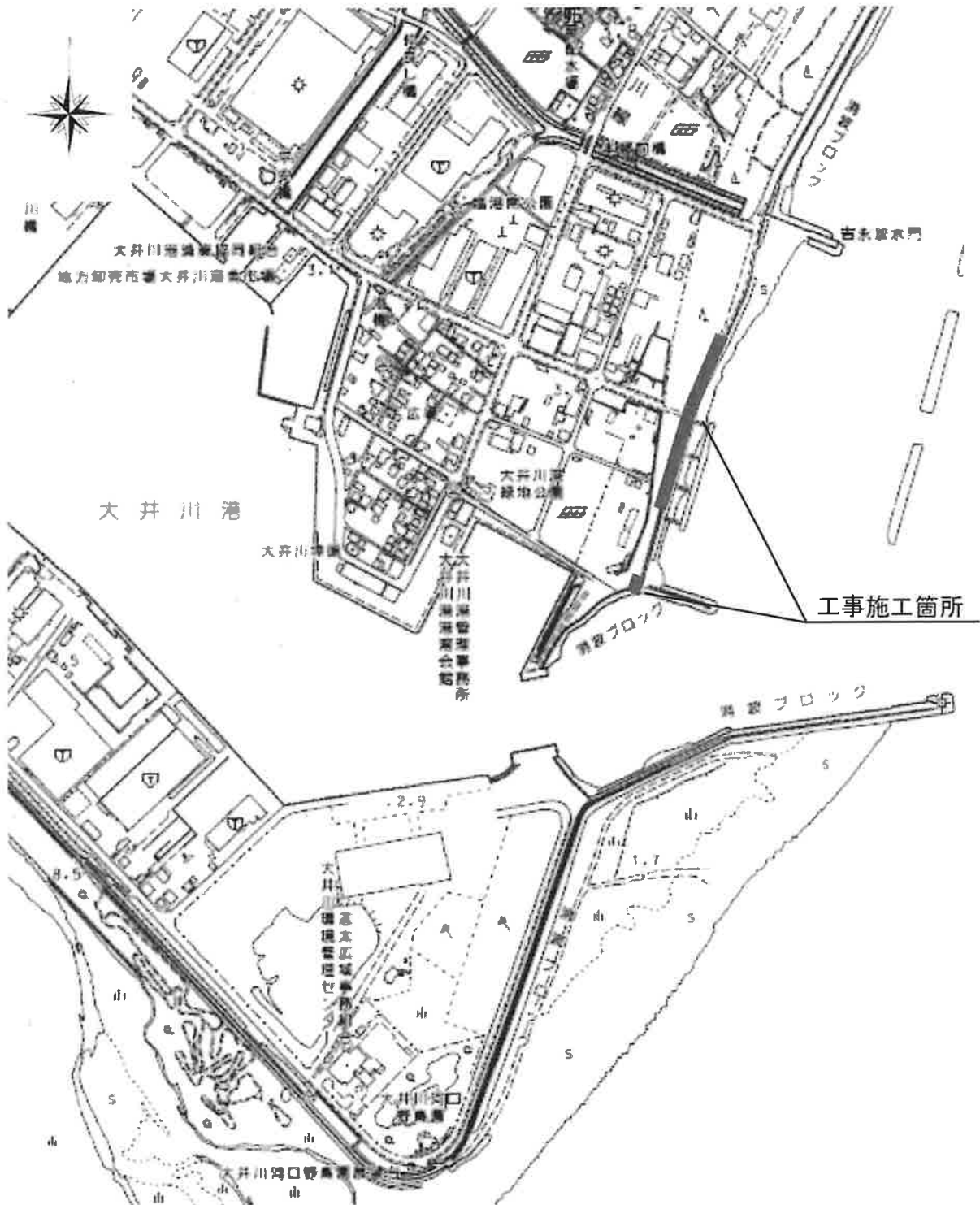
- ア 契約金額
 - 変更後の契約金額 175,648,000円
 - 増減額 748,000円の増額

イ 工事内容

海岸堤防改良工 L=285.518m
 地盤改良工 1式
 裏法被覆工 L=265.359m
 裏法尻基礎工 L=261.913m
 天端被覆工 L=285.518m
 坂路工 1式
 附帯工 1式

位置図

令和5年度 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）
大井川港海岸堤防改良工事



平面図 S=1:800 a.m.
焼津市利右衛門

海岸堤防築上げ工 陸り強い化



堤防築上げ工 (陸り強い化)
築工長 L=285.518m
陸り強い化
築工長 L=261.913m
築工長 L=261.913m
築工長 L=263.359m
築工長 L=285.518m

株式会社サイゼン 株式会社
ガスワンガス株式会社 株式会社

大井川堤地
株式会社 TOKA I

駿河湾

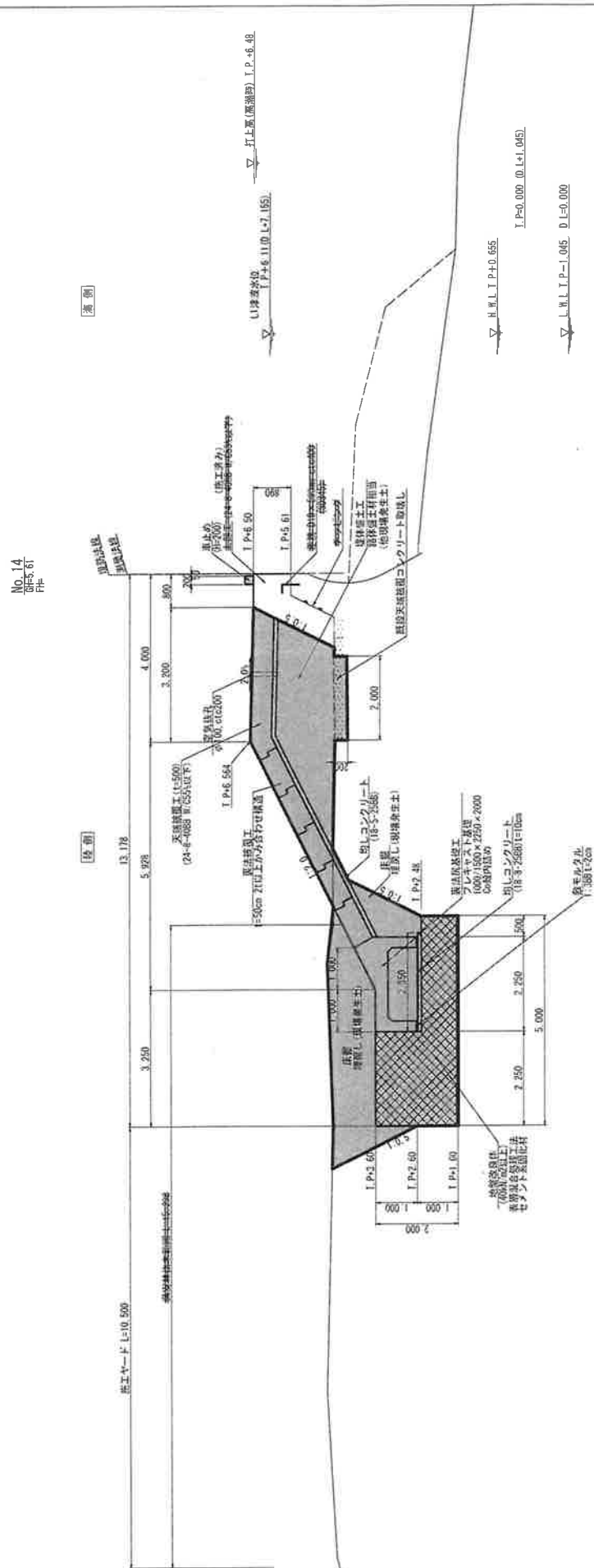
設計変更

工事名	焼津市利右衛門地内 防壁工 陸り強い化
工事箇所	焼津市利右衛門地内
図面種類	平面図
縮尺	縮尺 1:800
測量年月日	設計 令和年3月10日
事務所名	焼津市大井川堤地事務所

凡 例
陸り強い化

※座標値：世界測地系(測地成果2011)
※標高値：二重水準点「第274号」(測地成果2011)多
座標点として観測された座標値(17表示)
KGM 1 H=4.577

標準断面図 $S=1:50$ U:mm



凡例

重慶博覽會

工 事 名	新大井川排水機場用地（旧：水田） 新大井川排水機場用地（旧：水田） （旧大井川排水機場用地）		
工事場所	豊前市大字新門内地区		
区画の種別	灌漑用区画		
総坪数 1:50	区画番号 25安中 3		
測量年月日	設計 令和元年10月0日		
申請所名	豊前市大字川港排水機場事務所		

議第69号 財産の無償譲渡について

案内図



所 在	焼津市北新田字道下223番
面 積	460.00㎡
用 途	北新田公会堂用地

議第69号 財産の無償譲渡について

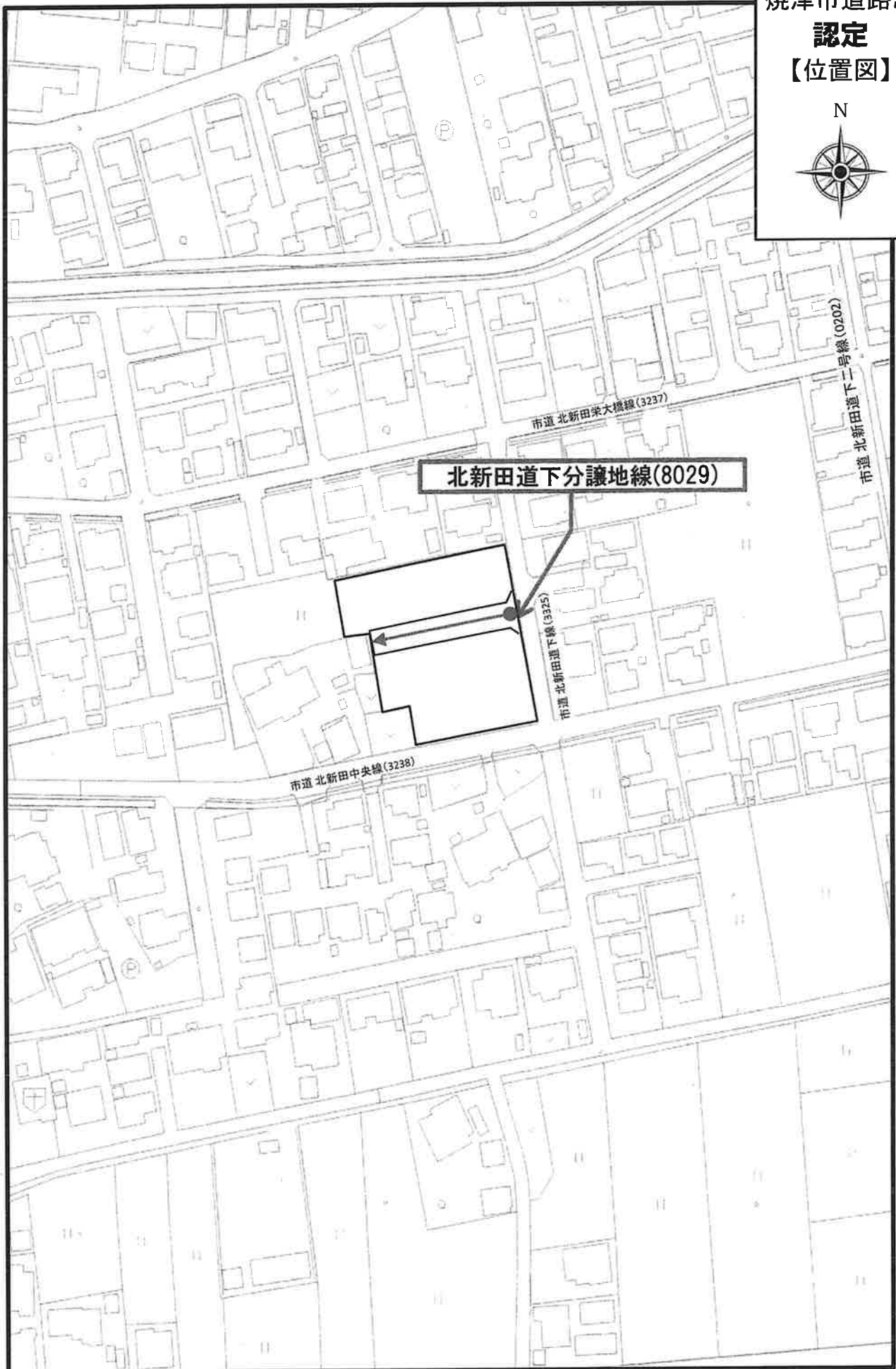
位置図



所 在	焼津市北新田字道下223番
面 積	460.00㎡
用 途	北新田公会堂用地

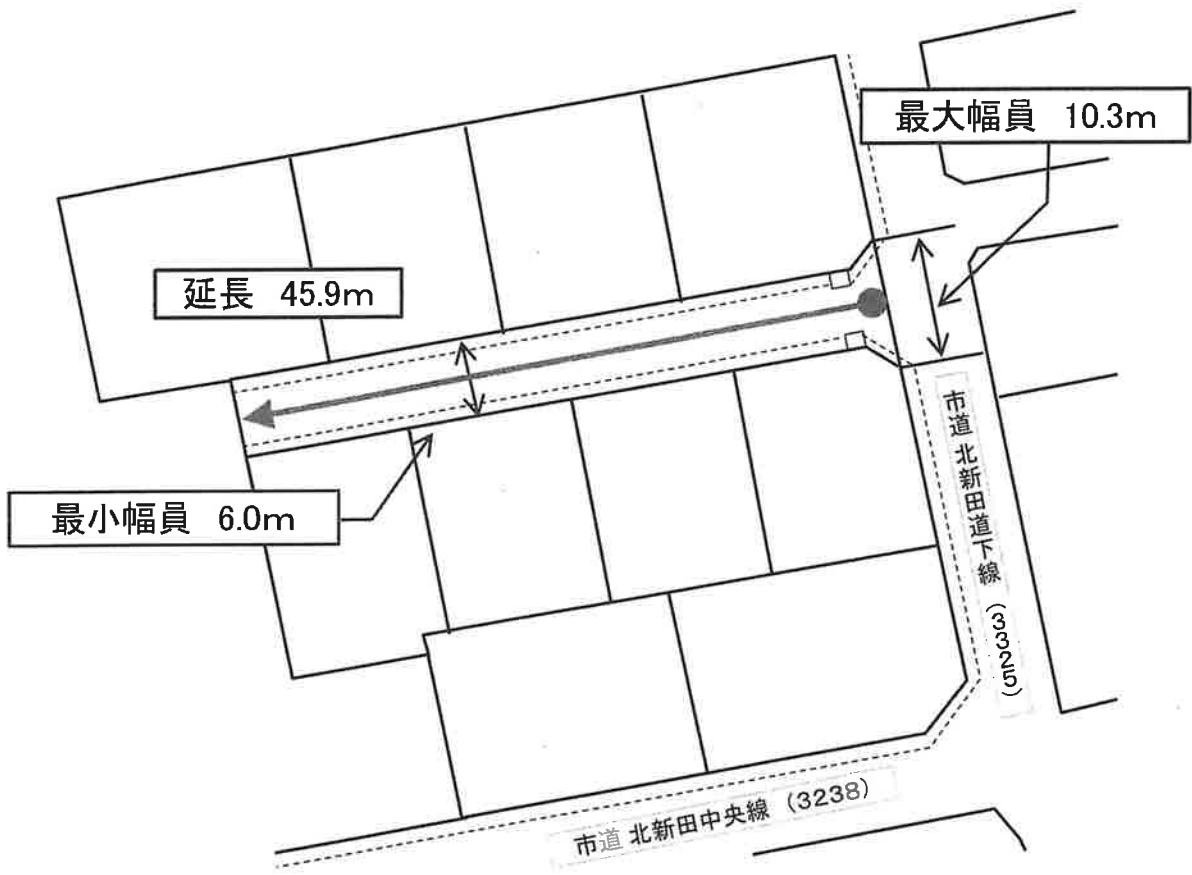
議第70号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約（案） 新旧対照表

旧	新
静岡地方税滞納整理機構規約 平成20年1月10日総行市第1号 第1条 ～ 略 第3条 （広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 （1） 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、県又は市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務 以下 略	静岡地方税滞納整理機構規約 平成20年1月10日総行市第1号 第1条 ～ 略 第3条 （広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 （1） 地方税法（昭和25年法律第226号）、<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）</u>の規定に基づき、<u>県又は市町が賦課徴収することとされている徴収金に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務</u> 以下 略

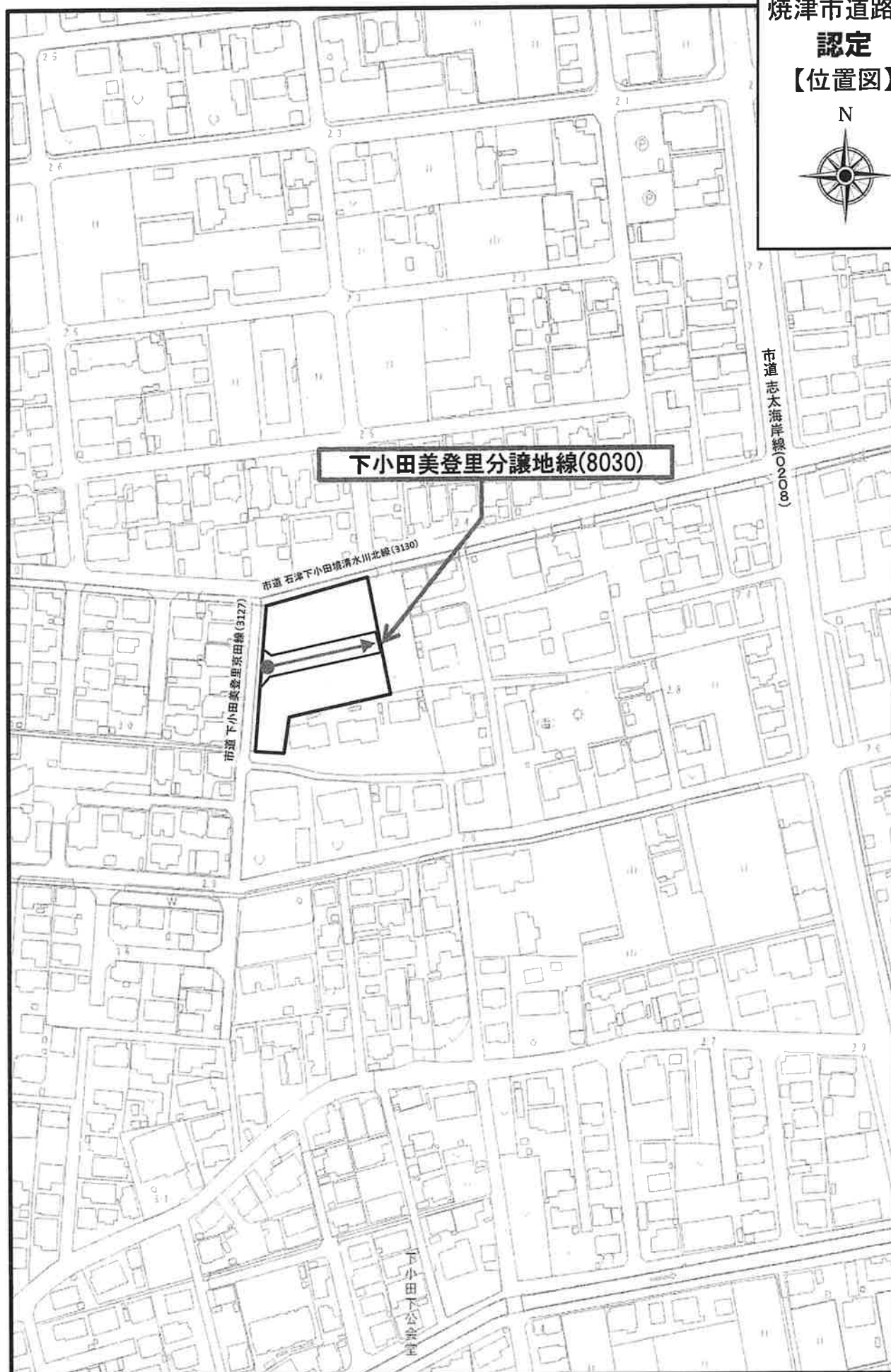


焼津市道路線
認定
【平面図】

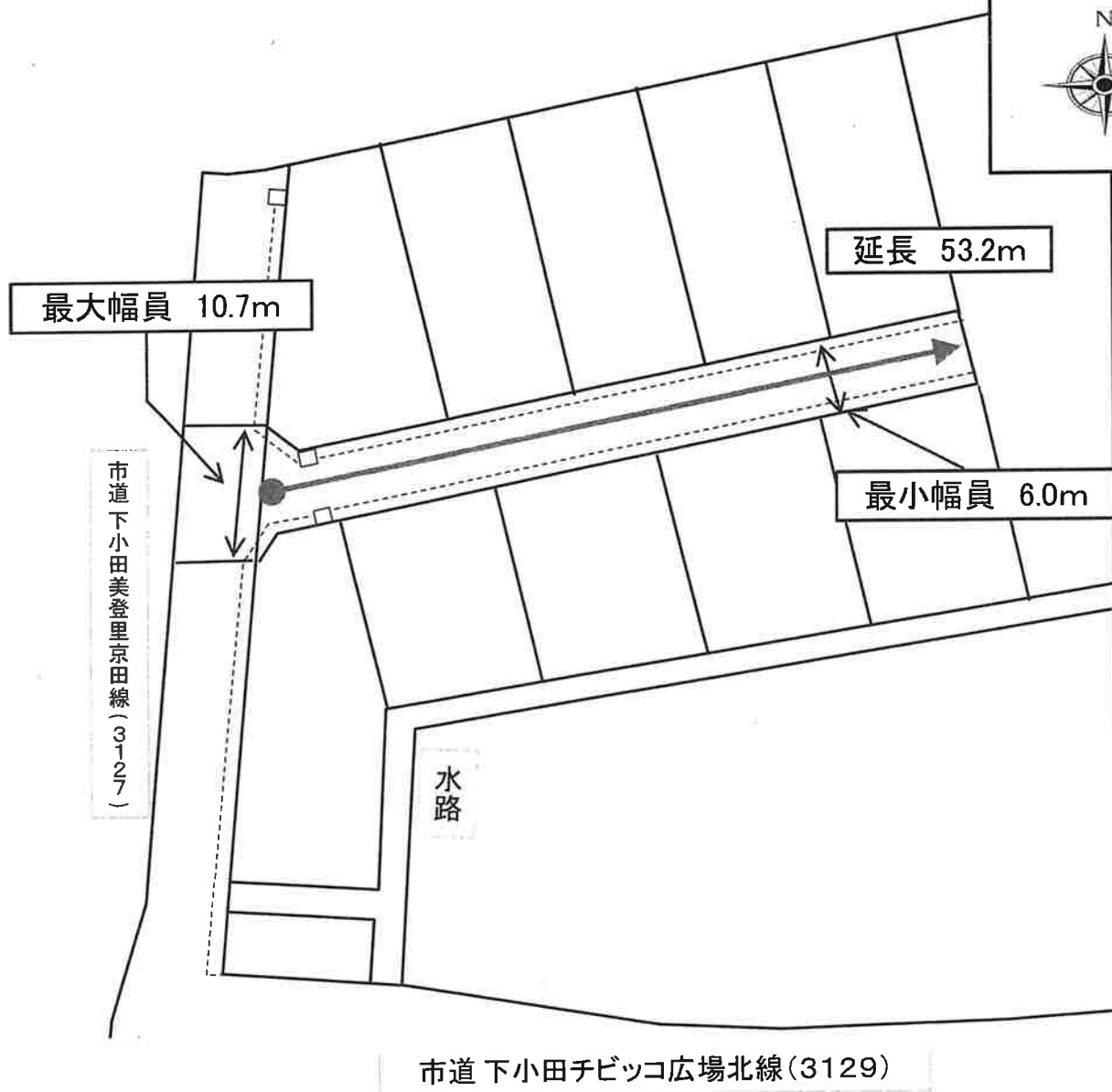
N

路 線 名	北新田道下分譲地線 (8029)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
45.9m	6.0m	10.3m



焼津市道路線
認定
【平面図】



路線名	下小田美登里分譲地線(8030)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
53.2m	6.0m	10.7m